

同 意 書

公立学校共済組合 大阪支部長 様

令和 年 月 日

組合員番号 _____
 組合員氏名 _____
 所属所名 _____

以下同意者署名欄に署名のある者は、公立学校共済組合大阪支部が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第三十一条の二の二に規定する事務手続を処理するために限って当該年度の地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

○該当事務手続

資格事務 被扶養者の資格確認調査

○同意者署名欄

同意者 (被扶養者)	フリガナ	
	被扶養者氏名	
	組合員との続柄	
	生年月日	年 月 日
	現住所	〒
	本年1月1日現在の住民登録地※	
	前年1月1日現在の住民登録地※	

※ 本年と前年の1月1日時点で住民登録地を記載してください。

記入及び提出における注意点 (必ずお読みください)

- 同意する者が自ら署名する必要があります(該当する**被扶養者本人**の署名が必要です)。
- 代理人が同意書に署名する場合、本人から委任状の提出が必要です(委任状が必要な場合、共済組合資格担当までお問合せください)。
- 対象となる被扶養者が複数いる場合は、この様式を人数分コピーしてご利用ください。
- 裏面の「**個人番号を利用した短期給付関係の情報連携による添付書類の省略について**」をよくお読みいただき、留意点にご了解いただける場合のみ、本同意書を提出してください。

個人番号(マイナンバー)を利用した短期給付関係の情報連携による添付書類の省略について

大阪支部が実施する「被扶養者に係る資格の確認調査」について、「所得（課税・非課税）証明書」の省略を希望する場合、「同意書」＜別紙３＞を提出してください。

ただし、情報連携を利用した情報取得については、「同意書」の提出から相応の時間を要しますので、提出期限を過ぎた場合は、「所得（課税・非課税）証明書」の提出をお願いします。

情報連携を利用する際は、「被扶養者に係る資格の確認調査」の審査事務についての下記留意点①～⑤をご了承のうえ「同意書」の提出をお願いします。

記

① 調査に該当した、被扶養者本人の同意が必要です

「所得（課税・非課税）証明書」の提出の省略を希望する場合、地方税法に基づく守秘義務との関係上、対象者本人の自筆による「同意書」＜別紙３＞の提出が、手続きの都度、必要となります。

② 審査に必要な情報について、取得まで時間を要します

情報連携による情報取得には、相応の時間を要しますので情報取得後の審査においても所得超過等による遡及取消と判断になった場合は、書類で提出いただくよりも取消の連絡が遅くなります。

その結果、取消日以降に医療機関を受診されたことによる医療費の返還額が多くなること又は資格喪失後の健康保険の手続きが遅延することで無保険の期間が想定されます。

③ 審査に必要な情報について、結果的に得られない場合も想定されます

「同意書」＜別紙３＞を提出した場合でも、１月１日現在の住所地の相違や個人番号のエラー（番号未登録等）等により、結果的に必要な情報が得られない場合も想定されます。

その際は、改めて「所得（課税・非課税）証明書」の提出を依頼することになります。

④ 省略できる添付書類については、「所得（課税・非課税）証明書」のみです

収入を明らかにする書類について、**省略できるのは「所得（課税・非課税）証明書」のみ**です。

事業収入等があり確定申告を行っている場合は、従前どおり確定申告書の控一式(収支内訳書等)の提出が必要です。また、年金を受給している場合は、最新の「年金額が確認できる通知書」の写しが必要です。

⑤ 情報連携を利用できるのは、認定している被扶養者のみです

情報連携により、所得に関する情報を取得できるのは、当支部に認定されている被扶養者の情報に限ります。被扶養者認定されていない方については、添付書類の省略はできませんのでご注意ください。

(例) …実母が調査の対象の場合、実母の配偶者の所得に関する書類等も提出が必要となります。この場合、実母の配偶者が共済組合で認定されていない者は、情報連携の対象となりません。